

<地方消費税交付金(社会保障財源分)の用途状況>

社会保障・税一体改革の一環として、少子高齢化により増加が見込まれる社会保障経費の財源確保を目的とし、平成26年度より消費税率が5%から8パーセントに引き上げられました。
この増収分は、全て社会保障施策の経費の財源として活用することとなっております。

平成29年度決算 地方消費税交付金(社会保障分)	
実績	918,587千円

<<社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費>> (単位:千円)

項目	款	内容	決算額	一般財源	
				引上げ分の地方消費税 (社会保障財源化分の 市町村交付金)	その他
社会福祉	民生費	社会福祉事業	3,753,837	157,541	967,140
		児童福祉事業	7,618,582	377,638	2,318,311
		生活保護事業	2,546,605	79,596	488,640
		老人福祉事業	135,328	16,592	101,858
	小計		14,054,352	631,367	3,875,949
社会保険	民生費	国民健康保険事業	847,124	59,659	366,244
		後期高齢者医療保険事業	1,396,608	166,992	1,025,160
	小計		2,243,732	226,651	1,391,404
保健衛生	衛生費	保健衛生事業	14,351	1,102	6,768
		予防事業	311,961	43,698	268,263
		医療体制充実事業	124,778	15,769	96,804
	小計		451,090	60,569	371,835
合計			16,749,174	918,587	5,639,188

※地方消費税交付金(社会保障分)は、各事業の一般財源部分に充当します。